



日本銀行 政策委員会月報

令和元年6月



第837号

- ※ 日本銀行はインターネットによる情報提供を行っており、日本銀行作成の最新の論文や金融・経済データのほか、日本銀行の概要などをご覧頂けます。
- ・ ホームページアドレス <http://www.boj.or.jp/>
- ※ 本月報の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合（引用は含まれません）は、予め日本銀行政策委員会室までご相談ください。
- 引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

本月報は古紙を含有する用紙を使用しています。

目次

1. 議決事項	1
(1) 金融政策決定会合関係	1
◆金融市場調節方針の決定に関する件（6月19・20日）	1
◆資産買入れ方針の決定に関する件（6月19・20日）	2
◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件 （6月19・20日）	3
◆「企業および地方公共団体等債務にかかる担保の適格性判定 等に関する特則」の制定等に関する件（6月19・20日）	7
◆金融政策決定会合の議事要旨（2019年4月24、25日開催分） に関する件（6月19・20日）	33
(2) 通常会合関係	34
◆参与の推薦に関する件（5月17日）	34
◆「通貨及び金融の調節に関する報告書」作成に関する件 （6月4日）	35
◆政策委員会月報（令和元年5月）に関する件（6月18日）	37
2. 報告事項	38

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

◆金融市場調節方針の決定に関する件（6月19・20日）

本委員会は、令和元年6月19・20日の金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすることを決定した。

記

1. 日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。
2. 10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、長期国債の買入れを行う。その際、金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動しうるものとし、買入れ額については、保有残高の増加額年間約80兆円をめどとしつつ、弾力的な買入れを実施する。

◆資産買入れ方針の決定に関する件（6月19・20日）

本委員会は、令和元年6月19・20日の金融政策決定会合において、長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすることを決定した。

記

1. ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入れ額は上下に変動しうるものとする。
2. CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（6月19・20日）

本委員会は、令和元年6月19・20日の金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について別紙のとおり公表することを決定した。

2019年6月20日
日本銀行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）（賛成7反対2）^(注1)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。

短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、長期国債の買入れを行う。その際、金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動しうるものとし¹、買入れ額については、保有残高の増加額年間約80兆円をめどとしつつ、弾力的な買入れを実施する。

(2) 資産買入れ方針（全員一致）

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

① ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入れ額は上下に変動しうるものとする。

② CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

2. わが国の景気は、輸出・生産面に海外経済の減速の影響がみられるものの、所得から支出への前向きの循環メカニズムが働くもとの、基調としては緩やかに拡大している。海外経済は、減速の動きがみられるが、総じてみれば緩やかに成長している。そうしたもとの、輸出や鉱工業生産は、弱めの動きとなっている。一方、企業収益や業況感、一部に弱めの動きがみられるものの、総じて良好な水準を維持し

¹ 金利が急速に上昇する場合には、迅速かつ適切に国債買入れを実施する。

ており、設備投資は増加傾向を続けている。個人消費は、雇用・所得環境の着実な改善を背景に、振れを伴いながらも、緩やかに増加している。住宅投資は横ばい圏内で推移している。公共投資も高めの水準を維持しつつ、横ばい圏内で推移している。この間、労働需給は着実な引き締まりを続けている。わが国の金融環境は、きわめて緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、0%台後半となっている。予想物価上昇率は、横ばい圏内で推移している。

3. 先行きのわが国経済は、当面、海外経済の減速の影響を受けるものの、基調としては緩やかな拡大を続けるとみられる。国内需要は、きわめて緩和的な金融環境や政府支出による下支えなどを背景に、企業・家計の両部門において所得から支出への前向きな循環メカニズムが持続するもとの、増加基調をたどると考えられる。輸出も、当面、弱めの動きとなるものの、海外経済が総じてみれば緩やかに成長していくことを背景に、基調としては緩やかに増加していくとみられる。消費者物価の前年比は、マクロ的な需給ギャップがプラスの状態を続けることや中長期的な予想物価上昇率が高まることなどを背景に、2%に向けて徐々に上昇率を高めていくと考えられる^(注2)。

4. リスク要因としては、米国のマクロ政策運営やそれが国際金融市場に及ぼす影響、保護主義的な動きの帰趨とその影響、それらも含めた中国を始めとする新興国・資源国経済の動向、IT関連財のグローバルな調整の進捗状況、英国のEU離脱交渉の展開やその影響、地政学的リスクなどが挙げられる。こうした海外経済を巡る下振れリスクは大きいとみられ、わが国の企業や家計のマインドに与える影響も注視していく必要がある。

5. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。マネタリーベースについては、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する。政策金利については、海外経済の動向や消費税率引き上げの影響を含めた経済・物価の不確実性を踏まえ、当分の間、少なくとも2020年春頃まで、現在のきわめて低い長短金利の水準を維持することを想定している。今後とも、金融政策運営の観点から重視すべきリスクの点検を行うとともに、経済・物価・金融情勢を踏まえ、「物価安定の目標」に向けたモメンタムを維持するため、必要な政策の調整を行う^(注3)。

-
- (注1) 賛成：黒田委員、兩宮委員、若田部委員、布野委員、櫻井委員、政井委員、鈴木委員。反対：原田委員、片岡委員。原田委員は、長期金利が上下にある程度変動しうるものとするのは、政策委員会の決定すべき金融市場調節方針として曖昧すぎるとして反対した。片岡委員は、先行きの経済・物価情勢に対する不確実性がさらに強まる中、金融緩和を強化することが望ましいとして反対した。
- (注2) 片岡委員は、消費者物価の前年比は、先行き、2%に向けて上昇率を高めていく可能性は現時点では低いとして反対した。
- (注3) 原田委員は、政策金利については、物価目標との関係がより明確となるフォワードガイダンスを導入することが適当であるとして反対した。片岡委員は、2%の物価目標の早期達成のためには、財政・金融政策の更なる連携が重要であり、日本銀行としては、中長期の予想物価上昇率に関する現状評価が下方修正された場合には追加緩和手段を講じるとのコミットメントが必要であるとして反対した。

◆「企業および地方公共団体等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」の制定等に関する件（6月19・20日）

本委員会は、令和元年6月19・20日の金融政策決定会合において、強力な金融緩和の継続に資する観点から、下記の諸措置を講ずることを決定した^{注1)}。

記

1. 「企業および地方公共団体等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」を別紙1.のとおり制定すること。
2. 次の政策委員会決定をそれぞれ別紙2.から別紙7.までのとおり一部改正すること。
 - (1) 「米ドル建の企業に対する証書貸付債権にかかる担保の適格性判定等に関する特則」
(平成28年1月29日決定) …別紙2.
 - (2) 「貸出支援基金運営基本要領」
(平成24年12月20日決定) …別紙3.
 - (3) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」
(平成22年6月15日決定) …別紙4.
 - (4) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」
(平成24年4月10日決定) …別紙5.
 - (5) 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」
(平成24年12月20日決定) …別紙6.

注1) 基本要領等については、インターネット・ホームページをご参照ください。

- (6) 「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」
(平成27年3月17日決定) …別紙7.
3. 次の政策委員会決定を1.に掲げる特則の実施日をもって、廃止すること。ただし、同日前の日に適格とされた担保の取扱いについては、1.に掲げる特則の規定に基づき適格とされたものとみなすこと。
- (1) 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」
(平成23年4月28日決定)
- (2) 「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の適格性判定等に関する特則」
(平成28年4月28日決定)
4. 次の政策委員会決定を2. (3) に掲げる基本要領の一部改正の実施日をもって、廃止すること。ただし、同日前の日を貸付実行日とする貸付けの取扱いについては、期日前返済に関する事項を除き、なお従前の例によることとし、期日前返済については、2. (3) に掲げる基本要領の改正後の規定を準用すること。
- (1) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」
(平成23年6月14日決定)
- (2) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」
(平成24年3月13日決定)
5. 「日本銀行業務方法書」(平成10年3月24日決定) を別紙8. のとおり一部変更すること。
6. 「日本銀行業務方法書中一部変更」(平成24年12月20日決定) を別紙9. のとおり一部変更すること。
7. 「日本銀行組織規程中一部変更」(平成22年6月15日決定) を別紙10. のとおり一部変更すること。

8. 「日本銀行組織規程中一部変更」（平成24年12月20日決定）を別紙11.のとおり一部変更すること。

別紙 1.

「企業および地方公共団体等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」

1. 趣旨

企業および地方公共団体等の債務にかかる担保の適格性判定等については、金融調節を円滑に遂行する観点から、当分の間、「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）および「企業の信用判定基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙2.）によるほか、この特則に定めるとおりとする。

2. 適用対象となる担保の種類

別表に定めるとおりとする。

3. 適用対象となる担保の種類ごとの適格基準

2. に定める担保の種類ごとの信用度および市場性に関する適格基準は、当該担保が「適格担保取扱基本要領」別表に掲げる基準を満たす場合を除き、別表に定めるとおりとする。ただし、適格とすることに特段の問題が認められる場合には、異なる取扱いをすることができる。

4. 担保価格

2. に定める担保の担保価格については、当該担保が「適格担保取扱基本要領」別表に掲げる基準を満たす場合を除き、「適格担保取扱基本要領」3.（2）および（3）の定めを準用する。

5. 企業が振出す手形、自己査定型電子記録債権および自己査定型証券貸付債権に関する特例的取扱い

(1) 担保差入額の限度

3. の適格基準に基づき金融機関が担保として差入れる企業が振出す手形、自己査定型電子記録債権（企業を債務者とする電子記録債権のうち別表右欄（1）、（2）イ、および（3）により適格とされたものおよび地方公共団体出資法人（地方公共団体が全額出資している法人をいう。以下同じ。）を債務者とする電子記録債権をいう。以下同じ。）および自己査定型証書貸付債権（企業に対する証書貸付債権のうち別表右欄（1）イ、および（2）により適格とされたものおよび地方公共団体出資法人に対する証書貸付債権をいう。以下同じ。）の担保価額の合計額は、当該金融機関が差入れている担保価額の総額に、別に定める割合を乗じた金額を超えることはできない。

(2) 信用力の判断

3. の適格基準に基づく企業が振出す手形、自己査定型電子記録債権および自己査定型証書貸付債権の債務者の信用力の判断については、「適格担保取扱基本要領」4.（3）の規定を適用しない。

(附則)

本措置は、総裁が別に定める日から実施する。

適用対象となる担保の種類ごとの適格基準

担保の種類	適格基準
社債	適格格付機関からB B B格相当以上の格付を取得している公募普通社債（発行企業またはその元利金の全額につき連帯保証している企業もしくは当該保証企業が発行する社債（保証付社債を除く。）がB B B格相当以上の格付を取得しているものを含む。）のうち、発行企業の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。
企業が振出す手形	<p>(1) および(2)を満たしていること。</p> <p>(1) 支払人が、担保差入金融機関等の直近の自己査定において業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる先とされていること。</p> <p>(2) 振出日から満期日までの期間が1年以内のものであること。</p>
企業を債務者とする電子記録債権	<p>(1) から(3)までをいずれも満たしていること。</p> <p>(1) 適格記録機関により電子記録が行われるものであること。</p> <p>(2) イ、またはロ、を満たしていること。</p> <p>イ、債務者が、担保差入金融機関等の直近の自己査定において業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる先とされていること。</p> <p>ロ、債務者が適格格付機関からB B B格相当以上の格付を取得しているもの(債</p>

	<p>務者が発行する社債（保証付社債を除く。）がBBB格相当以上の格付を取得しているものを含む。）のうち、債務者たる企業の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</p> <p>(3) 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</p>
企業に対する証書貸付債権	<p>(1) および(2)を満たしていること。</p> <p>(1) イ、またはロ、を満たしていること。</p> <p>イ、債務者が、担保差入金融機関等の直近の自己査定において業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる先とされていること。</p> <p>ロ、債務者が適格格付機関からBBB格相当以上の格付を取得しているもの（債務者が発行する社債（保証付社債を除く。）がBBB格相当以上の格付を取得しているものを含む。）のうち、債務者たる企業の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</p> <p>(2) 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</p>
地方債	総て適格とする。
地方公共団体を債務者とする電子記録債権	<p>(1) および(2)を満たしていること。</p> <p>(1) 適格記録機関により電子記録が行われるものであること。</p>

	(2) 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。
地方公共団体に対する証書貸付債権	残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。
地方公共団体出資法人を債務者とする電子記録債権	(1) から (3) までをいずれも満たしていること。 (1) 適格記録機関により電子記録が行われるものであること。 (2) 債務者が、担保差入金融機関等の直近の自己査定において業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる先とされていること。 (3) 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。
地方公共団体出資法人に対する証書貸付債権	(1) および (2) を満たしていること。 (1) 債務者が、担保差入金融機関等の直近の自己査定において業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる先とされていること。 (2) 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。

「米ドル建の企業に対する証書貸付債権にかかる担保の適格性判定等に関する特則」 中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. ~~「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」~~（平成23年4月28日付政委第36号別紙3.）および「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の適格性判定等に関する特則」~~（平成28年4月28日付政委第44号別紙3.）~~「企業および地方公共団体等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」（令和元年6月20日付政委第36号別紙1.）は、米ドル建の企業に対する証書貸付債権については、適用しない。

（附則）

この一部改正は、「企業および地方公共団体等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」（令和元年6月20日付政委第36号別紙1.）の実施日から実施する。

「貸出支援基金運営基本要領」中一部改正

○ 2. を横線のとおり改める。

2. 貸出支援基金の運営方法

(1) 略(不変)

(2) 成長基盤強化支援資金供給は、成長基盤強化に資する投融資を支援の対象とし、また、このうち、次の外貨建て投融資を支援の対象とする特則を設ける。~~ハ、を支援対象とした特則による貸付けは、米ドル建てで行う。~~

~~イ、出資等(資本性を有する投融資をいう。)または動産・債権担保融資等(不動産担保および人的保証に依存しない融資のうち、本行が適当と認めるものをいう。)~~

~~ロ、小口投融資(100万円以上1,000万円未満の融資または投資をいう。)~~

~~ハ、外貨建て投融資~~

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付残高の上限

(1) 成長基盤強化支援資金供給の貸付残高の上限は次のとおりとする。

~~イ、2. (2) の特則によらないもの~~ 10兆円上限は設けない

~~ロ、2. (2) イ、の特則によるもの~~ 0.5兆円

~~ハ、2. (2) ロ、の特則によるもの~~ 0.5兆円

~~ニ、ロ、2. (2) ハ、の特則によるもの~~ 240億米ドル

(2) 略 (不変)

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成36-令和7年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」中一部改正

- 7. を横線のとおり改める。

7. 貸付実行日

~~平成32~~令和3年6月30日までの別に定める日とする。

- 9. を次のとおり改める（全面改正）。

9. 貸付限度額

別に定める1年以内の期間における貸付先毎の貸付限度額は、次の（1）または（2）のうち、各貸付先が選択した金額相当額とする。

- （1）平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間のうち、各貸付先が本基本要領ならびに廃止前の「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」（平成23年6月14日付政委第48号別紙。）および「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」（平成24年3月13日付政委第18号別紙1.）に基づく新規貸付けを受けた合計額が最も大きかった1年間（4月1日から翌年3月31日までをいう。（2）において同じ。）における、当該合計額相当額
- （2）各貸付先から提示を受けた11. に定める成長基盤強化に向けた取り組み方針に基づいて、別に定める1年間に貸付先が行う次のイ、からハ、までに掲げるものについての新規実行額相当額

イ、期間1年以上の融資または投資（ロ、およびハ、に掲げるものを除く。）

ロ、出資等（資本性を有する投融資をいう。）

ハ、動産・債権担保融資等（不動産担保および人的保証に依存しない融資のうち本行が適当と認めるものをいう。）

○ 10. を横線のとおり改める。

10. 期日前返済

~~（1）貸付先が希望する場合には、貸付実行日から1年単位で別に定める日において、当該貸付先から貸付金額の一部または全部の期日前返済を受ける。~~

~~（2）別に定める時点において、次のイ、がロ、を下回る場合には、別に定めるところにより、貸付先に当該下回る金額相当額を期日前返済させる。~~

~~イ、当初貸付実行時の貸付限度額算出の根拠となった融資または投資の残高のうち1年以上の残存期間を有するものの金額~~

~~ロ、当該貸付けの残高~~

○ 11. を削り、12. を11. とし、13. を12. とする。

○ 附則を横線のとおり改める。

（附則）

この基本要領は、本日から実施し、平成36令和7年6月30日をもって廃止する。

○ 別紙1の1. を横線のとおり改める。

1. 期間1年以上の融資または投資本基本要領9. (2)イ、からハ、までに掲げるものを行う取り組み方針であるもののうち、資金使途が次の①から⑱までに該当するか、または、その融資先または投資資金を用いて事業を行う者が次の⑲に該当するなど、成長基盤強化に資するものであること。

① }
∫ } 略 (不変)
⑱ }

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」中一部改正

- 7. を横線のとおり改める。

7. 借り換え

貸付先が希望する場合には、~~8.~~に定める貸付限度額の範囲内で満期日における全部または一部の借り換えを認める。ただし、当初貸付期間およびすべての借り換えにかかる貸付期間を通算して4年を超えないものとする。

- 8. を横線のとおり改める。

8. 貸付限度額等

(1) 貸付先毎の貸付額の上限は、基本要領9.~~—(1)—~~に定める貸付先毎の貸付額の上限とは別に、~~20億米ドルとする。~~

(2) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領9.~~—(2)—~~の規定にかかわらず、借り換えにかかる貸付以外の貸付については、別に定める時点における、次のイ. からロ. およびハ. を控除した金額相当額を貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、~~当該金額と借り換えの対象となる貸付の金額とを比較して、いずれか小さい方の金額相当額とする。~~

イ. 当該貸付先が、~~11.10.~~に定めるわが国経済の成長基盤強化に向けた取り組み方針に基づいて、平成24年4月1日以降に実施した期間1年以上の外貨建て投融資の残高

~~ロ. イ. の残高のうち、次の各号に掲げるものの残高~~

~~(イ) 基本要領9.(2)に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの~~

~~(ロ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」(平成23年6月14日付政委第48号別紙.) 3.(2)に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの~~

~~(ハ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」(平成24年3月13日付政委第18号別紙1.) 3.(2)に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの~~

ハ.ロ. 当該貸付先に対する、本特則に基づく貸付のうち、当該貸付実行日を返済期日としないものの残高

ハ. 当該貸付実行日に借り換えの対象となる貸付にかかる借り換え希望額

○ 9. を削る。

○ 10. を横線のとおり改める。

~~10.~~ 9. 貸付受付期限

8. (2)に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えにかかるものを除き、平成32令和3年3月31日以前に限る。

○ 11. を横線のとおり改める。

~~11.~~ 10. わが国経済の成長基盤強化に向けた取り組み方針

わが国経済の成長基盤強化に向けた取り組み方針は、基本要領12.
11.の規定にかかわらず、貸付対象先が策定した外貨建て投融資の取

り組み方針であって、別紙に定める要件を満たすものと本行が認めるものとする。

○ 12. を11. とする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~36~~令和7年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、「「企業および地方公共団体等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」の制定等に関する件」(令和元年6月20日付政委第36号)別紙4.の一部改正の実施日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給
基本要領」中一部改正

- 7. を横線のとおり改める。

7. 貸付実行日

平成3-2令和3年6月30日までの別に定める日とする。

- 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付限度額

貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、次の(1)から(2)を
控除した金額の2倍の金額相当額とする。なお、「適格住宅ローン債
権信託受益権担保取扱要領」(平成28年3月15日付政委第24号
別紙1.)に基づき本行に担保として差入れられた適格住宅ローン債
権信託受益権の信託財産となっている住宅ローン債権は、その担保の
差入れを行った貸付先による貸出として取扱うものとする。

- (1) }
(2) } 略(不変)

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成3-6令和7年6月30日をもつ
て廃止する。

(附則)

この一部改正は、「「企業および地方公共団体等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」の制定等に関する件」（令和元年6月20日付政委第36号）別紙3.の一部改正の実施日から実施する。

「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」
中一部改正

○ 1. を次のとおり改める（全面改正）。

1. 本行による貸付けは、本制度を利用する会員金融機関の各々の系統中央機関に対して行う。

○ 2. を次のとおり改める（全面改正）。

2. 各系統中央機関の貸付限度額および貸付額の上限（以下「貸付限度額等」という。）については、各系統中央機関の自らの利用にかかる貸付限度額等とは別に、本制度を利用する会員金融機関毎に基本要領等の定めにした貸付限度額等を設け、これらの総額とする。

○ 5. を6. とし、4. を5. とし、3. を4. とし、2. の次に次の3. を加える。

3. 成長基盤強化に向けた融資または投資に関する取り組み方針については、会員金融機関は、系統中央機関が策定し本行が適当であると認める運営方針（系統全体としての成長基盤強化に向けた融資または投資に関する取り組み方針ならびに系統中央機関および会員金融機関における本制度の運営にかかる方針をいう。）に即して策定する。

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 系統中央機関は、本制度に基づき本行から受けた貸付けのうち各会員金融機関の融資もしくは投資または貸出利用にかかるものの全額について当該会員金融機関に対して貸付けを行う。この場合、貸付期間、貸付利率等については、本行から受けた貸付けと同等の条件によるものとする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~36~~令和7年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、「「企業および地方公共団体等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」の制定等に関する件」(令和元年6月20日付政委第36号)別紙3.の一部改正の実施日から実施する。

「日本銀行業務方法書」中一部変更

- 第五十五条第二項を横線のとおり改める。
 - 2 前項に規定する成長基盤強化を支援するための貸付けは、成長基盤強化に資する投融資を支援の対象とする。このうち、次に掲げる外貨建て投融資を支援の対象とする特則を設ける。第三号に掲げるものを支援対象とした特則による貸付けは、米ドル建てで行う。
 - ~~一 出資等（資本性を有する投融資をいう。）又は動産・債権担保融資等（不動産担保及び人的保証に依存しない融資のうち、当銀行が適当と認めるものをいう。）~~
 - ~~二 小口投融資（百万円以上千万円未満の投融資をいう。）~~
 - ~~三 外貨建て投融資~~

- 第五十五条第三項を横線のとおり改める。
 - 3 第一項に規定する成長基盤強化を支援するための貸付けの残高の上限は、貸付けの種類に応じて、次に掲げるとおりとする。
 - 一 前項に規定する特則によらない貸付け 十兆円上限は設けない
 - ~~二 前項第一号に規定する特則による貸付け 五千億円~~
 - ~~三 前項第二号に規定する特則による貸付け 五千億円~~
 - ~~四 二 前項第三号に規定する特則による貸付け 二百四十億米ドル~~

- 第五十六条を横線のとおり改める。

(貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための貸付け)

第五十六条 当銀行は、貸出支援基金において、第六条第一項第二号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、手形、国債その他の有価証券又は電子記録債権を担保とする成長基盤強化を支援するための貸付けを行う。

一 }
二 } 略 (不変)

三 貸付期間等

イ 貸付期間は、四年以内とする。ただし、前条第二項第三号に規定する特則による貸付けの貸付期間は、一年以内とする。

ロ 前条第二項第三号に規定する特則による貸付けについて、貸付けの相手方が希望する場合において、当銀行が適当と認めるときは、借換えを認める。ただし、当初貸付期間及び借換えにかかる貸付期間を通算して四年以内とする。

四 略 (不変)

○ 第五十七条第三号を横線のとおり改める。

三 貸付期間等

貸付期間は、四年以内とする。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、「「企業および地方公共団体等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」の制定等に関する件」(令和元年6月20日付政委第36号)別紙3.の一部改正の実施日から実施する。ただし、この変更前の第五十五条第二項第一号又は第二号に定める特則に基づき行った貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「日本銀行業務方法書中一部変更」中一部変更

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成二十四年十二月二十日から実施し、平成三十六令和七年六月三十日限りその効力を失うものとする。

(附則)

この一部変更は、「「企業および地方公共団体等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」の制定等に関する件」（令和元年 6 月 20 日付政委第 36 号）別紙 3. の一部改正の実施日から実施する。

「日本銀行組織規程中一部変更」中一部変更

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この組織規程の一部変更は、平成22年6月15日から実施し、平成36~~6~~令和7年6月30日限りその効力を失うものとする。

(附則)

この一部変更は、「「企業および地方公共団体等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」の制定等に関する件」（令和元年6月20日付政委第36号）別紙3.の一部改正の実施日から実施する。

「日本銀行組織規程中一部変更」 中一部変更

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この組織規程の一部変更は、平成 2 4 年 1 2 月 2 0 日から実施し、平成 ~~3 6~~ 令和 7 年 6 月 3 0 日限りその効力を失うものとする。

(附則)

この一部変更は、「「企業および地方公共団体等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」の制定等に関する件」(令和元年 6 月 2 0 日付政委第 3 6 号) 別紙 3 . の一部改正の実施日から実施する。

◆金融政策決定会合の議事要旨（2019年4月24、25日開催分）に関する件（6月19・20日）

本委員会は、令和元年6月19・20日の金融政策決定会合において、金融政策決定会合の議事要旨（2019年4月24、25日開催分）^{注2)}を承認した。

注2) インターネット・ホームページをご参照ください（6月25日公表）。

(2) 通常会合関係

◆参与の推薦に関する件（5月17日）

本委員会は、令和元年5月17日、日本銀行法第23条第4項の規定に基づき、財務大臣に対し、鈴木 茂晴 氏を参与に推薦することを決定した^{注3)}（7月1日、財務大臣より任命）。

注3) 本件は、本委員会で5月中に決定したのですが、財務大臣による任命後に発刊される月報に掲載する扱いとしました。

◆「通貨及び金融の調節に関する報告書」作成に関する件（6月4日）

本委員会は、令和元年6月4日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づき、「通貨及び金融の調節に関する報告書」の作成について決定した（なお、日本銀行は、6月21日、同報告書を財務大臣を経由して国会に提出した）。

同報告書は、平成30年10月～31年3月中に実施した金融政策運営等について記載したものであり、その構成は以下のとおりである^{注4)}。

要 旨

I. 経済及び金融の情勢

1. 経済の情勢

(1) 国内実体経済

（概況）

（輸出は、増加基調を辿ったあと、下期後半にかけては弱めの動きとなった）

（鉱工業生産も、増加基調を辿ったあと、下期後半にかけては弱めの動きとなった）

（企業収益や業況感は、一部に弱めの動きがみられたものの、総じて良好な水準を維持しており、設備投資は増加傾向を続けた）

（住宅投資は横ばい圏内で推移し、公共投資も高めの水準を維持しつつ横ばい圏内で推移した）

（雇用・所得環境は着実に改善した）

（個人消費は、雇用・所得環境の着実な改善を背景に、振れを伴いながらも、緩やかに増加した）

(2) 物価

(3) 海外経済

注4) 同報告書の全文については、インターネット・ホームページをご参照ください（6月21日公表）。

2. 金融面の動向

- (1) 国際金融市場
- (2) 短期金融市場
- (3) 債券市場
- (4) 株式市場
- (5) 外国為替市場
- (6) 企業金融
- (7) 量的金融指標

II. 金融政策運営及び金融政策手段

1. 金融政策決定会合の開催実績
2. 金融政策決定会合における検討・決定
 - (1) 概況
 - (2) 「経済・物価情勢の展望」
 - (3) 金融経済情勢に関する検討
 - イ. 30年12月の会合
 - ロ. 31年3月の会合
 - (4) 金融政策運営を巡る議論
 - イ. 「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の継続
 - ロ. 「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」決定後の市場の動きとその効果
 - ハ. 先行きの物価動向に関するコミュニケーションのあり方
 - (5) 金融政策手段に係る事項の決定又は変更
3. 金融市場調節の実施状況
4. 日本銀行のバランスシートの動き

III. 金融政策決定会合における決定の内容

1. 金融政策運営に関する決定事項等
2. 金融政策手段に係る事項の決定又は変更
3. 金融政策決定会合議事要旨

参考計表・資料一覧

◆政策委員会月報（令和元年5月）に関する件（6月18日）

本委員会は、令和元年6月18日、政策委員会月報（令和元年5月）を承認した。

2. 報告事項

- 平成30年度下期中の保有外貨資産の管理状況（国際局）
- 企業向けサービス価格指数 2015年基準改定結果^{注1)}（調査統計局）
- 業務リスク管理（政策委員会室）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（金融機構局）
- 平成30年度における国家公務員と比較した本行職員の給与水準（ラスパイレス指数）（総務人事局）^{注2)}

注1) インターネット・ホームページをご参照ください（6月18日公表）。

注2) インターネット・ホームページをご参照ください（6月28日公表）。

令和元年7月26日

日本銀行政策委員会月報（第837号）

編集兼発行者 日本銀行政策委員会室長
小野澤 洋 二

発行所 日 本 銀 行

東京都中央区日本橋本石町 2の1の1
電話 03-3279-1111(代表)

本月報に関する照会は、日本銀行政策委員会室（03-3277-3680〈直通〉）までお寄せください。